

平成24年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	レバノン特別法廷信託基金拠出金 (任意拠出金)			担当部局	中東アフリカ局			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度開始・未定			担当課室	中東第一課			長岡 寛介	
会計区分	一般会計			施策名	国際機関等を通じた政務及び安全保障に係る国際貢献に必要な経費				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項 外務省組織令第59条第5項			関係する計画、通知等	国連安保理決議1757				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	2005年2月に発生したハリーリ元レバノン首相暗殺事件に関し、その真相究明のため、国際的性格を有する法廷の設置をレバノン政府が国連安保理に対して要請したことを受け、安保理が2007年5月に採択した決議1757により、「レバノン特別法廷」が設立。2009年3月より法廷が立ち上がった。ハリーリ元首相暗殺事件及びその他関連事案に関して、ハリーリ被疑者の特定、起訴状の発出、裁判プロセスなどを行う。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	所在地はハーグ(オランダ)。現在の職員数は約320名(裁判官11名(うち、レバノン人4名)、法務官4名、弁護士10名、検事局120名超など)であり、裁判部、検察局及び書記局に加え、4つ目の独立の機関として弁護局(Defense office)が設置される。その他、裁判活動のうち非司法的部分について助言等を行う管理委員会(Management Committee)※がある。2009年の法廷立ち上げ以降、これまでに起訴された者はいなかったが、2011年1月17日に、STLの起訴状が予審判事に提出。8月17日に、レバノン特別法廷検察局は、起訴状の中身を公開、ヒズボラ幹部のムスタファ・バドルディーンら4名の被告の氏名及び起訴内容を明らかにし、2012年夏以降に裁判プロセス(欠席裁判となる見込み)が始まる予定。 ※管理委員会はニューヨークにて活動しており、日本を含む計9ヶ国がメンバー国となっている。他メンバー国は、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、レバノン、オランダ、イギリス、アメリカである。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	21年度 22年度 23年度 24年度 25年度要求		当初予算		—	—	—	—	80
			補正予算		—	—	—	—	
			繰越し等		—	—	—	—	
			計		—	—	—	—	80
	執行額		—	—	—				
	執行率(%)		—	—	—				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)
	裁判の開廷回数			成果実績	回	—	—	—	1
				達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	21年度	22年度	23年度	25年度活動見込
	起訴状の提出件数			活動実績 (当初見込み)	件	—	—	—	—
					—	(—)	(—)	(1)	
単位当たりコスト	80,000 (千円/1件)			算出根拠	平成25年度予算要求額/起訴状の提出件数(想定)				
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	その他	0	80						
	計	0	80						

事業所管部局による点検				
	評価	項目		評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。		本法廷はテロ行為を扱う初めての国際刑事裁判所であり、所謂「アラブの春」等により国民の関心が高い中東地域における「法の正義」を体現するものとして、政治的にも非常に存在意義が高く、我が国としても国際社会と協力し本法廷を支援する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。		
	－	不用率が大い場合は、その理由を把握しているか。		
資金の流れ、使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。		－
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。		
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。		
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。		－
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。		
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。		
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名		
－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			
点検結果	予算の執行に当たってはレバノン特別法廷事務局管理の下、適切に執行し事後報告書の提出を求める。			
予算監視・効率化チームの所見				
		－		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)				
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年行政事業レビュー		－	平成23年行政事業レビュー	－